

平成15年12月19日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿1丁目20番2号
(本社事務所
東京都中央区銀座6丁目14番5号)

ホウライ株式会社
代表取締役社長 中尾秀光

第120期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第120期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第120期 (平成14年10月1日から平成15年9月30日まで) 営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 第120期損失処理案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、配当につきましては、誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただくこととなりました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は、後記の「定款変更内容について」のとおりです。
- 第3号議案** 取締役6名選任の件
本件は、原案どおり中尾秀光、大河内英教、酒井省三、吉森俊和、江川和幸、宇都木孝雄の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり横井晃、一澤宏良、鶴田洋一の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり、退任取締役松岡勲、細竹忠行、酒井勝彦並びに退任監査役深津光男、森山道宏の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

本総会終了後開催された取締役会において、代表取締役および役付取締役が次のとおり選任され、就任いたしました。

| | |
|-----------|---------|
| 代表取締役社長 | 中尾 秀 光 |
| 常 務 取 締 役 | 大河内英教 |
| 常 務 取 締 役 | 酒 井 省 三 |
| 常 務 取 締 役 | 吉 森 俊 和 |

また、監査役の互選により、鶴田洋一氏が常勤監査役に選任され、就任いたしました。

決算公告について

当社は、当年度から、貸借対照表および損益計算書を決算公告に代えて、ホームページに掲載することといたしましたのでお知らせいたします。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.horai-kk.co.jp/ir/>

「定款変更内容について」

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分)

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|---|
| <p>第6条 当社は、1,000株をもって株式の1単元とし、1単元以上の株主を単元株主と称する。</p> | <p>第6条 当社は、1,000株をもって株式の1単元とし、1単元以上の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ)</u> を単元株主と称する。</p> |
| <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、またはその抹消、信託財産の表示、またはその抹消、株券の再交付、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> | <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u> 及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、またはその抹消、信託財産の表示、またはその抹消、株券の再交付、<u>株券喪失登録、単元未滿株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> |
| <p>第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録若しくはその抹消又は信託財産の表示若しくはその変更、抹消及び株券の再発行及び単元未滿株式の買取りその他株式に関する手続並びにその手数料については取締役会の定める株式取扱規程による。</p> | <p>第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録若しくはその抹消又は信託財産の表示若しくはその変更、抹消及び株券の再発行、<u>株券喪失登録及び単元未滿株式の買取り</u>その他株式に関する手続並びにその手数料については取締役会の定める株式取扱規程による。</p> |

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|--|
| <p>第11条 定時株主総会は毎決算期から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。 (新 設)</p> | <p>第11条 定時株主総会は毎決算期から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。 <u>株主総会は、本店所在地若しくはこれに隣接する地、又は東京都中央区において招集することができる。</u></p> |
| <p>第13条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数によりこれを決する。 (新 設)</p> | <p>第13条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数によりこれを決する。 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを決する。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第27条の2 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>補欠監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとする。</u> <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> |